

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について

身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第103号。以下「改正省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方を願います。

記

第1 改正内容

○ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第1号の補装具の項目について、以下の改正を行う。

「1 名称又は修理項目」の項

- ・ 補装具の購入又は借受けの別について記載する。加えて、修理の場合には修理項目について記載する。
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく情報提供を行うため、種目名称別コードについて記載する。

「2 使用効果見込み」の項

補装具の借受けが必要な場合は、借受け期間についても記載する。

「4 処方（図示）」の項

補装具の借受けが必要な場合は、その理由についても明確に記載する。

第2 施行期日等

1 施行期日

改正省令は公布の日（平成30年8月3日）から施行する。

2 経過措置

改正省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。